官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**法務**八六）　一
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（**文化庁**四八～五一）　三
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（**国土交通**六五四）　三
〔公告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　四
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五